

# 事前協議について 通所型サービスA事業

介護保険指定事業者については、人員基準とともに設備に関する様々な基準が定められており、通所型サービスA事業者として指定を受けるためにはそれらの基準に適合している必要があります。

新規に事業を始められる場合は、建物や設備の整備計画（案）がこれらの基準に適合しているかをあらかじめ確認させていただくため、事前協議を行っております。

必ず、事業を行おうとする建物の改修や新築工事等に着手される前に、下記書類を揃えたうえで、河内長野市役所介護保険課へお越しください。（要予約。詳細は次ページ参照）

## 1 事前協議に必要な書類

	提出書類	説明
①	事業計画書 （協議様式1）	現段階での計画（予定）内容を記入してください。
②	施設整備チェックリスト （協議様式2）	施設整備計画の際の参考としてください。なお、必ず全ての項目について、あらかじめよく確認しておいてください。
③	都市計画法および建築基準法に関する事前確認書 （協議様式3）	建築確認申請等の手続きが必要な場合は、スケジュール等を確認・明記してください。 手続き不要との案内を受けた場合は、何故不要なのかを具体的に明記してください（理由・根拠法令など）。
④	消防署との協議記録 （協議様式4）	手続きの内容や検査完了までのスケジュールを確認・明記してください。
⑤	土地および建物の図面	建物の図面については、食堂・機能訓練室の正確な面積や、玄関・廊下・トイレ入口等の（開口）幅が確認できるもの（面積や幅については、内法による測定）。 土地の図面は、避難経路や送迎車の駐停車スペース等が確認できるもの。
⑥	近隣の住宅地図等	施設周辺の様子がわかるもの。
⑦	現況の写真	A4用紙（1ページに2～8枚程度が納まるよう）に印刷又は貼り付けの上、提出してください。
⑧	賃貸借契約書（案）	申請者（法人）所有の場合は不要です。ただし、建物が法人所有であっても、土地の所有者が異なる場合は土地の賃貸借契約書等が必要となります。 なお、法人代表者が所有する物件の場合でも、法人代表者と法人との間で賃貸借契約を取り交わしていただく必要があります。 ※賃貸借契約書については、使用用途（目的）が通所型サービスA事業を行える内容となっているか（「居宅」等は不可）、契約期間満了後に契約更新を行える旨の規定があるか等をあらかじめ確認しておいてください。

## 2 事前協議から指定までの流れ

- ① 事前協議の予約（電話）（なるべくお越しいただく二週間程前までに）  
↓
- ② **事前協議**  
事前協議の受付期間は設けていません。  
↓
- ③ 施設の建築・改修、人員の確保等  
事前協議終了後（受理後）でなければ建築・改修等に着手することはできません。  
（事前協議の内容によっては、間取りや設計の変更が必要となる場合があるため。）  
↓
- ④ 指定申請（本申請）の予約（電話）（なるべく事業開始月の前々月上旬頃までに）  
↓
- ⑤ **指定申請（本申請）**  
■ 事業開始月の前々月16日～前々月末（補正期限は事業開始月の前月10日）  
…詳細は事前協議受付時にご案内します。  
↓
- ⑥ 現地調査（事業開始月の前月12日～19日頃にお伺いします。）  
↓
- ⑦ **事業開始（指定日）**

【 ご予約・お問い合わせ先】

TEL：0721-53-1111（河内長野市役所 介護保険課）

【 開庁日時 】 土・日・祝日および12月29～1月3日を除く

平日9：00～17：30

## 「利用定員」について

「利用定員」とは、サービス提供単位ごとの利用定員ではなく、その事業所において「同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限」をいいます。

### 通所型サービスA事業における定員の定め方

例：現在、施設有効面積60㎡で、「通所介護」、「介護予防通所介護（相当サービス）」を定員20名（利用定員×3㎡）で実施している。

「サービスA事業」を一体的に実施する場合の定員は？

施設の定員上限は20名であるため、通所介護＋介護予防通所介護（相当サービス）＋サービスA事業

を一体的に実施する場合は、

- ① 通所介護と介護予防通所介護（相当サービス）の定員は合算で考える
- ② ①とは別にサービスA事業の定員を定める

上記①、②により例えば、

「通所介護と介護予防通所介護（相当サービス）で15名」と、

「サービスA事業で5名」

の計20名といったような定員の設定が必要となります。

### 3 指定を受けるための要件について

- ① 事業を行うためには、まず法人であり、当該法人の定款の目的欄に当該事業を行う旨の規定があることが必要です。（定款への記載例については、最終ページをご覧ください。）  
また、事業を行うにあたっては、介護保険法のほか、指定に関する基準を遵守いただく必要があります。

#### 【通所型サービスA事業】

- 河内長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業者の指定等に関する規則
- 河内長野市通所型サービスA事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要領

- ② 指定を受けるためには、法人の役員や管理者が、法に定める欠格事由に該当しないことが要件とされています。欠格事由とは、例えば以下のような事項に該当する場合をいいます。（下記は欠格事由の概略です。詳細については上記市の規則をご確認願います。）

- ・禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・介護保険法や労働に関する法律、その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・社会保険料や労働保険料等について滞納処分を受け、かつ、引き続き滞納している者
- ・5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ・指定取消処分から5年を経過しない者（指定取消手続き中に自ら廃止届を行った者を含む）  
など

## 4 人員及び設備に関する基準について

### (1) 人員に関する基準について

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	専らその職務に従事する者1名
従事職員	なし	単位ごとに、下記の勤務延時間数を確保  ○利用者数15人まで… サービス提供時間帯を通じて1名以上  ○利用者数が15人を超える場合… 利用者1人に必要数
※A 従事職員は、単位ごとに専らその職務に従事する者1名以上従事させること  通所介護等と一体型で事業を行う場合は、管理者・従事職員は各々同一の者で可		

#### 【注意事項】

「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

(2) 設備に関する基準（および行政指導事項）について

設備	内容	
機能訓練室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要な広さを有すること</li> <li>• 合計した面積が、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること</li> <li>• 狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可</li> </ul>	
その他必要な設備	便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 介助を要する者の使用に適した構造・設備とすること</li> <li>• 緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること</li> <li>• 複数設置し（おおむね、定員10～15名に対し2ヶ所程度が望ましい）、介助者を伴っての出入りや車椅子での使用に支障のないものとするのが望ましい</li> </ul>
	厨房	<p>（食事を提供する場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境衛生に配慮した設備とすること。（保存食の保存設備を設置するのが望ましい。）</li> </ul>
	浴室	<p>（入浴サービスを行う場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 介助者が必要な場合は介助者が介護できる仕様（面積・開口幅）とすること</li> <li>• 緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること</li> <li>• 可能な限り段差のない構造とし、手すりを設置するなど利用者の安全確保を最優先とすること</li> </ul>
<p>設備については専ら指定通所型サービスA事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービスA事業の提供に支障がない場合は、この限りではない。</p>		

その他施設整備にあたっては、（協議様式2）施設整備チェックリストを併せてご確認ください。

## 5 その他の留意事項

### ①近隣住民への十分な配慮

近年、「説明が不十分なまま着工等の開設準備にかかっている」との近隣住民の方からの苦情が多数寄せられており、中には反対運動や訴訟に至るケースもあります。

近隣住民への説明については法や基準条例に規定されておらず、指定の要件ではありませんが、ご近所の方々とトラブルになり事業を断念されるケースが増加しています。

開設場所の選定にあたっては、あらかじめ近隣住民の方々へ事業計画について懇切丁寧に説明し、ご理解を得た上で事前協議にお越しいただきますようお願いいたします。

### ②建築基準法・消防法その他の法令等の遵守

「市街化調整区域」では、新たに通所型サービスA事業を行うことは通常出来ません。しかしながら、例外規定等が設けられていることもあるため、必ず、事前に都市計画・建築担当部局等への確認を済ませておいてください。

なお、地域によっては建築協定が結ばれ、通所介護等の事業が行えない場合もあります。併せて必ず事前にご確認いただきますようお願いいたします。

### ③設備等に関する使用権原の確保

土地、建物等については申請法人所有であれば特に問題ありませんが、所有権以外による場合は、通所型サービスA事業所を安定的に運営ができるよう適切な権原取得（例えば賃貸借契約の締結）を行ってください。

### ④その他施設整備にあたっての留意事項

その他施設の整備にあたっては、「協議様式2」のチェックリストを事前によく読んでいただき、危険な箇所の排除や個人情報保護、衛生管理等に努めていただきますようお願いいたします。

## 6 申請時の留意事項

### ○「防火対象物使用開始届」について

新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。指定申請（本申請）までに所轄消防署の設備検査（立ち入り検査等）を完了させておく必要がありますので、手続きの流れやスケジュール等についてよく確認しておいてください。

なお、指定申請（本申請）までに、消防法上の検査が完了していること（検査済証の発行や検査済印の押印等）が確認できない場合は指定を受けることができませんのでご注意ください。

### ○「建築基準法による検査済証」について

事業所を新築する場合には、本申請時に建築基準法による検査済証の添付が必要です。

改修の場合は、事前協議までに必ず、用途変更などの建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、所管の建築確認担当部局（建築主事）へ確認しておいてください。なお、手続きが必要な場合は、指定申請期限（本申請）までに検査等の手続きが完了している必要がありますのでご注意ください。（上記消防法上の検査同様、手続き及び検査が完了していない場合は指定を受けることができませんので、スケジュール等について事前によく確認しておいてください）。

その他事業開始にあたっての検討項目

検討項目	検討すべき内容
人材確保	<p>○従事者の確保</p> <p>※ 近年、事業開始直前になって従事者が突然退職するといったケースが増加しています。また、従事者の急な休みや欠員が出た場合などに備え、余裕のある人員配置をお願いします。</p>
事業運営主体	<p>○法人格の確保（取得）</p> <p>○法人事業への当該事業の位置づけ （要件）定款等の事業目的に当該事業が記載されており、その旨登記されていること。</p> <p>定款の事業目的への記載例（営利法人、特定非営利活動法人の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所型サービスA事業…</li> <li>「介護保険法に基づく第1号通所事業」</li> <li>「介護保険法に基づく第1号事業」</li> <li>「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」</li> </ul> <p>★ 医療法人、社会福祉法人などの監督官庁等がある法人の場合は、定款への記載方法や許認可、変更手続き等についてあらかじめ法人の所轄庁へご相談・ご確認願います。</p>